

令和元年第1回  
城里町議会臨時会会議録 第1号

令和元年11月7日 午前10時06分開会

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	鯉渕和己
町民課長	雨宮忠芳
財務課長	山崎秀樹
健康保険課長	阿久津忠昭
福祉子ども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	園部繁
下水道課長	皆川尊志
会計管理者（会計課長）	小林正雄
教育委員会事務局長	小林克成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	阿久津雅志
--------	-------

書 記 藤 田 真 紀  
書 記 高 丸 哲 史

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 1 号

令和元年11月7日（木曜日）

午前10時06分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 承認第5号 専決処分第5号（令和元年度城里町一般会計補正予算第4号）  
の承認を求めることについて  
日程第4 承認第6号 専決処分第6号（令和元年度城里町公共下水道事業特別会計  
補正予算第3号）の承認を求めることについて  
日程第5 議案第67号 城里町災害見舞金等に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて  
日程第6 議案第68号 工事請負契約の締結について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 承認第5号  
承認第6号  
議案第67号  
議案第68号

---

午前10時06分開会

#### 町民憲章唱和

○議長（小唄 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦  
労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。

ご起立願います。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小唄 孝君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

---

## 議長挨拶

○議長（小唄 孝君） 令和元年第1回城里町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、台風19号の豪雨により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早く日常の生活が取り戻せますようご祈念申し上げます。

さて、本臨時会は、承認2件、議案2件を審議するものでございます。

議事運営につきましては、議員各位の特段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

---

## 議員の出欠

○議長（小唄 孝君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。ただいまの出席議員は14名です。

---

## 開会の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第1回城里町議会臨時会を開会いたします。

---

## 開議の宣告

○議長（小唄 孝君） これから本日の会議を開きます。

---

## 会議録署名議員の指名

○議長（小唄 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

2番 加藤木 直 君

3番 猿 田 正 純 君

4番 藤 咲 英美子 君

の以上3君を指名いたします。

---

## 会期の決定

○議長（小唄 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間限りとすることに決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人6名を許可いたしました。

---

## 町長挨拶

○議長（小唄 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） おはようございます。

本日は、令和元年第1回議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、台風19号の豪雨により本町につきましても大勢の皆様が被災されました。心よりお見舞いを申し上げるとともに、復旧・復興に向けて国・県、そして城里町議会とともに協力し、全力で支援をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、先ほど議長からも一日も早く生活を取り戻すために必要な事業をというようなお話がありましたが、まさしくこの臨時会におきましては、そのような予算、条例等の承認をお願いしているところでございます。災害関係の補正予算、承認2件、一般会計におきまして約5億円、それから下水道特別会計につきましても約5億円の予算を計上しておりますが、どちらも災害復旧の工事費及び被災者に対する支援金などが主な内容となっております。条例改正はお見舞金の増額関係となっております。工事請負契約は防災無線のデジタル無線の更新につきまして、工事契約の承認をお願いするところでございます。

ご不明な点があれば、納得のいくまでご質問していただき、慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

---

承認第 5号 専決処分第5号（令和元年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を  
求めることについて

承認第 6号 専決処分第6号（令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第  
3号）の承認を求めることについて

議案第67号 城里町災害見舞金等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 工事請負契約の締結について

○議長（小唄 孝君） これより、日程第3、承認第5号 専決処分第5号（令和元年度  
城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについてから日程第6、議案第68号  
工事請負契約の締結についての4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和元年第1回城里町臨時会に当たり、提出議案の概要につい  
てご説明申し上げます。

まず、承認第5号 専決処分第5号（令和元年度城里町一般会計補正予算第4号）の承  
認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ  
5億4,390万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ112億8,113万5,000円とし  
たものです。

台風19号の豪雨による被災者支援やライフラインの応急復旧等に充てるため、歳入では、  
国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び町債を追加したものです。

歳出におきましては、総務費、民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費及び災害復旧  
債を追加したものです。

次に、承認第6号 専決処分第6号（令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予  
算第3号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳  
入歳出それぞれ4億9,800万を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,307万9,000  
円としたものです。

台風19号の豪雨により、処理施設及びマンホールポンプが水没したことにより、機能を  
回復するため、歳入では、国庫支出金、繰入金、諸収入及び町債を追加したものです。

歳出におきましては、下水道事業費及び災害復旧費を追加したものです。

次に、議案第67号 災害見舞金等に関する条例の一部を改正する条例についてでありま  
すが、茨城県被災者生活再建支援補助事業の支給に該当する半壊の被災住家に対する早期  
復旧を支援するため、町独自の見舞金を設定し、見舞金等の額を規則に委任するよう改正  
するものです。

次に、議案第68号 工事請負契約の締結についてであります。城里町防災情報伝達システム整備（防災行政デジタル無線化）工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもので、前回からの変更点としては、戸別受信機を各戸に配付するため、3,500台であったものを7,000台としたものです。このたび、台風19号の災害の中で、防災無線が聞こえなかったとの声をお聞きいたしました。防災情報が届かないことによる逃げおくれは人命にかかわる重大な問題となるため、一日でも早く整備するため、今回契約の承認をお願いするものでございます。

以上、承認2件、議案2件の概要について一括ご説明いたしました。質問等があればご質問いただき、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 傍聴人1名を許可いたしました。

---

## 質 疑

○議長（小唄 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

承認第5号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第6号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号についての質疑を求めます。

9番 関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 本当に災害に見舞われた方、早急なるお見舞金の交付、これは本当に……

○議長（小唄 孝君） マイクを上げてください。

○9番（関 誠一郎君） ごめんなさい。

災害に見舞われました皆様方におきまして、いち早い見舞金の交付というものは、私、そして皆さんが願っていることかと思っておりますが、この見舞金の金額において、過日、住民説明会、被害をなされた方の説明会を行ったわけではありますが、そのときにこのお見舞金の金額を提示したのかどうか確認したいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 見舞金の増額としてこの金額を提示したことはございません。今後、議会の承認を得たら増額されるかもしれないという話はしましたが、幾らになるという話はしておりません。

○議長（小坏 孝君） 9 番 関 誠一郎君。

○9 番（関 誠一郎君） それならいいんですけども、結局、議会が条例改正、そしてまた金額の決定、これがあってやはり町民、被害者に対して提示するのが当たり前であって、中には金額を大体このぐらいだと聞いた方もいるというような話がありますので、やはり議会軽視にならぬよう条例改正、そして金額、そしてそれが決まってからきちんと住民にこれだけの交付金がなされますよという説明をお願いしたいと思ひまして、回答はいいです。

○議長（小坏 孝君） 次に、ございますか。

4 番 藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） これは、町民には説明していないということだったようですが、県では決まった金額でなんですか。県で決まっていなくても町独自でやるということなのですか、お聞きします。

それと、もう一つ。

この金額で全て、1 度出せばもうどういうことがあっても出さないということなのか、それとも、事情に応じてまた引き続き追加することも可能だというようなことがあるのでしょうか。それぞれ見舞金といっても一律ではないかとは思いますが、どのような基準でそれを決めているのか、よろしくお願ひいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） それでは、ご質問に答えるために資料をめぐっていただきたいと思ひます。

今、議案67号 城里町災害見舞金等に関する条例の一部を改正する条例についてというものをめぐっていただきますと、令和元年第1回臨時会説明資料というのがあります。こちらのページをおめくりください。

城里町災害見舞金等に関する条例及び同施行規則による見舞金等の額ということで説明資料がついております。こちらのほうを使って説明をさせていただきます。

まず、改正前、現在、どういうふうにお見舞金の金額がなっているかということですが、全壊、1 世帯当たり 2 万円、それから 2 人以上の世帯は 1 人増すごとに 1 万円というふうになっております。半壊の場合は 1 万円、1 人増すごとに 5,000 円というふうになっております。これが城里町の条例上の金額になっておりますが、例えば、大子町ではこの金額が 20 万円だったりしまして、水戸市も専決処分でこの金額を数万円増額したというふうに聞いておりますが、この見舞金の金額というのは各町の条例に従って決まっているところであります。条例の改正がなされない場合、この 2 万円と 1 万円という金額となっております。

改正案の新設のところで、風水害半壊で 25 万円ということが今回の条例改正で新設して願ひするところであります。これが町独自の見舞金の金額であります。

これを押さえた上で、今、藤咲議員のご質問の国や県で決まっているものはということがその下に書いております。

自然災害、台風19号の被災者に対する支援制度ということで、①災害救助法関連ということで、住宅の応急復旧制度がございます。これは、全壊でも半壊でも大規模半壊でも皆適用されまして、59万5,000円までリフォーム工事について補助というか工事の代行を城里町が行うということになっております。

ちなみに、もう既にかなりの方が応急修繕の申し込みを城里町にできておまして、請負契約のほうにも入ってきております。また、それが今回の専決処分の中額の中に、既にリフォーム工事が始まっていますので、この59万5,000円の中額、それは被災戸数に対するものがここへ入っております。

それから、2番目として、被災者生活再建支援法による支援というものがあまして、これが非常に大きなものなんです、下の支援金等の支給基準という表がありますので、その表を見ていただきたいと思っております。

被害の程度、全壊解体100と書いてあります。100万円という意味です。大規模半壊50、50万円という意味です。半壊25と書いてあります。25万円ということです。つまり、全壊になった家にはとりあえず、まず100万円支給しますということです。大規模半壊の方にはとりあえず、リフォームするか借家に移るか、それは関係なく50万円支援金が出るということです。半壊の場合は25万円、基礎支援金としてとりあえず全員に配るということになっております。ここでまた大規模半壊、今回の場合は浸水100センチ以上の方は50万円で、半壊、浸水が例えば90センチの方はここで25万円も差がついてしまうわけですが、実際の家庭での被害のありようというのは、大規模半壊と半壊の方でほとんど同じぐらいの被害金額が出ているのではないかというふうに思います。この25万円の差というのを埋めてあげたいというのが今回の条例改正の趣旨であります。

さらに、加算支援金というのがあります。これは、全壊解体の場合、全壊のところがおうちを建てかえたよという場合は200万円、さらに支援金が受けられます。大規模半壊の場合も200万円、建設した場合はです。ただ、大規模半壊の場合は新築しないで補修する場合があります。補修する場合は100万円出るということで、城里町では全壊の家庭はほとんどないので、ほかの八十何件の被害のうち1件だけ全壊家庭があるんですが、ほかは全部大規模半壊か半壊なんです。そうすると、半壊の方がリフォームをする場合、50万基礎支援をもらって、その後補修でさらに100万円出るんです。ところが、半壊の場合はここがゼロになってしまうということで、浸水が1メートルを超えたか超えないかでここでまた基礎支援金で25万差がついて、加算支援金でまた100万円差がつくというのが、今、国や県の制度になっています。

その後、災害見舞金、これは金額がもともと全壊のところ町で3万円、大規模半壊で1.5万円、半壊で1.5万円という事例になっていますが、そんなに大きな差はついていない

んですが、ここに町独自で25を足して、半壊と大規模半壊、今回の災害のうちのほとんどを占める半壊と大規模半壊の差を少し縮めようという趣旨であります。その後、応急修繕制度で先ほど説明しましたが、59.5万円の支援がありますので、総額の支援額、現制度でいきますと全壊の家庭の場合、最大で303万円、大規模半壊の場合、建設じゃなくて仮に補修だとしますと211万円、そして半壊の場合、現行制度ですと86万円なんですが、今回の条例改正が通りますと111万円になるということで、大規模半壊と半壊の支援金額の差が25万円縮まるという条例改正となっております。

これで終わりなんですかというご質問がございましたが、現行の条例のもとではとりあえずこういうことですが、新たに新しい条例とか支援制度がまた町独自につくられれば新しく何かできるのかもしれませんが、現況、最も早く被災者の方にとって役に立つのは、書類の申請も簡単な見舞金の増額という形で支援するのが最も事務的にも早く、そして被災者にとってもご負担なく支援ができると思いますので、そういった趣旨でご理解いただければというふうに思います。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今回の震災では、主に大規模半壊なんでしょうか、それとも半壊に属する人たちがいるんでしょうか、どちらが多いんでしょうか。どういう比率になっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

住家の半壊と大規模半壊、全壊の比率ですが、住宅の全壊が1、大規模半壊が22、半壊が58ということで、半壊が大規模半壊よりも多いということで、ぎりぎり1メートルに達しなかった床上浸水が3分の2ぐらいを占めておりまして、同じ集落、同じような浸水区域で一緒に作業をしていたようなエリアでも、この人は大規模半壊、この人は半壊というふうにちょっと離れるとずれている場合がございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 大規模半壊は補修すれば100万追加して、建設で200万です。トータル300万もらえる。半壊の場合は全くなし、ただ25万しかもらえないということになりますね。もし、これが県でもう少し何か国からの支援とかそういうものがあつたときに、県でもう少し上乘せできるというようなときにはもう出せないということなんですね。この被災者生活再建支援との併給は不可と書いてありますけれども、急いで出して、住民が求めるから、住民が至急に欲しいからということで少なくなってしまったときに、もっと国とか県とかが多くなったときに、これは併給は不可というようなことになったときに、町民はどうなんですか、そこら辺のところを教えてください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 町独自の見舞金とほかの国・県の制度は併給できますので支給

しておりますので、そういう今回見舞金を出したからほかの補助が受けられなくなるということはないというふうに思います。

また、建設・購入加算支援金については、この制度上100万とか200万というふうになっていますが、実際に建てかえ工事とか大規模リフォーム工事のときに支払われるので、まだまだ支払いの時期はもうちょっと先の時期になるかと思えます。

今、この臨時会ですとか緊急で支払わなければいけないのはこの基礎支援金に当たるようなものでございますので、まずはこの見舞金の増額を緊急にすべきという趣旨で今回条例を提案しておりますので、それ以上のプラスアルファのリフォームに対する補助の増設だとか、そういったご議論はまたぜひしていただければというふうに思います。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 藤咲さん、ちょっと質疑は質問3回までと会議規則の中で決まっているものですから、ご理解ください。

○4番（藤咲 美美子君） 何回でもと言いましたよね。納得するまでと言いましたよね。議案書を渡されていないんですよ。

○議長（小唄 孝君） 議運委員長どうしますか。

○9番（関 誠一郎君） 規則にのっとって3回までということをお願いします。

○議長（小唄 孝君） 会議規則、質疑は3回までということをご理解ください。ほかにございませんか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 今回の被害の中で、住家以外の事務所とか倉庫とかそういった被害についても、もし掌握をされていればお伺いをしたいと思えます。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 住家以外の被害については担当課からこの後答弁させますが、新聞報道等でも住家以外の店舗だとか農業被害等に対する支援策は、またグループ補助金という商工関係の補助金とかさまざまな制度がこの後出てくると思えますので、まずは住家関係の被害を最優先にいたしまして、産業関係の被害復旧につきましては、また制度が次々と出てき次第、追加で議会に提案していきたいと思っております。現在の被害の状況については担当各課から答弁させます。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 2番加藤木議員さんからのご質問の町長答弁に対する補足説明をいたします。

非住家ということでございますけれども、床上浸水で1棟、大規模半壊が15、半壊が24、床下浸水の一部損壊で17件、合計で57件という数字をつかんでいます。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） はい、わかりました。

今回のお見舞金の中で、町長からもただいまお話がありましたけれども、町独自で今後見舞金等も考えていくということによろしいですか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回とはにかく住宅に関する支援でございますが、それ以外の施設の支援につきましても、被災者の意見を聞きながら、また、議会からもご提案をいただきながら支援制度をつくってまいりたいというふうに考えております。

○2番（加藤木 直君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 今回、これが通りますと町単独で25万、そうすると総額でどのくらいになるのかをお願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

総額で大体1,500万円くらいになるかと思えます。これについて大きいと判断するか小さいと判断するかいろいろあるかと思えますが、常陸太田市で独自に25万円半壊にというような新聞記事が出ておりましたので、他市町村の事例で独自支援で大きいところでこれくらいなのかという例を見まして、また、大子町では最大で町単独で20万円ということがあるようですけれども、20万円とか25万円というのが町独自の支援で大きいところなのかということで、今回そういったところ、ぎりぎりいっぱいのところ提案をさせていただいたところです。

○10番（阿久津則男君） 了解しました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第68号についての質疑を求めます。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） これについては議案書を渡されていないので、ちょっと審議のしようがなかなかなくて、議案書があつて初めてしっかりと私たち審議しながら進めていこうと思つてもいるんですけども、当日に渡された議案書ではなかなか審議のしようがございません。その上で申し上げます。

この随契はなぜ随契なんですか。説明をしてください。随契でなければならない理由を説明していただきたいと思つています。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

今回、一日も早く防災無線を全戸に配付するためには、既に仮契約をしております株式会社富士通ゼネラル社との契約を速やかに進めることが最も早く全ての家庭に防災無線を届ける方法であるということで、このような提案をさせていただきました。

幸いにして、城里町では死者・行方不明者を出しませんでした。被災者の方のお話を聞きますと、危うく命の危険を感じるようなそういった事例もあったというふうにお伺いしております。また、もうちょっと早く情報が届けば車やバイクなどを逃がすことができ、損害額を大きく減らすことができたというようなお話も聞きました。いかに氾濫・決壊情報ですとか水位の情報などを早く伝えることがいかに重要かということを感じた次第であります。

一日も早い整備をするためには、この随意契約じゃない方法ということをお願いされますと、恐らくもう一度入札を公募して契約をやり直すようにというご趣旨の質問だと思いますが、入札のやり直しということを行いますと、12月議会もとても間に合いませんので、また緊急でなくてよいということであると3月議会での提案ということになるかと思うんですが、そうすると4カ月ぐらい防災無線の配備がおくれてしまいますので、そういうことになりますと、当然、完成する時期も4カ月おくれるわけですから、その間に何も災害がなければいいんですが、万が一、その4カ月おくれた期間のときに雨とか台風とか地震とか竜巻とか何らかの災害が起こったときに救える財産や生命が犠牲になってしまっただけではいけないという思いから、速やかな契約をすべきだということでプロポーザル方式による随意契約の内容の変更ということをお願いをしているところでございます。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 町長の答弁、何かあってから困るということだったんですけども、私はこの防災無線については6月にも全戸配付にせよと、早目にやってくださいと言っていたじゃないですか。何でそれを無視していて、何もしないで今まで待たせていて、そして災害が起こったから至急にやらなければならないとそういうことでは納得できませんよ。6月にもう既に全戸配付にしてほしいと私は言っていたんです。それで、やっと災害が起きたから全戸配付にしますと。この予定台数7,500台というのは全戸配付の意味だと思うんですけども、そういうこじつけのようなやり方をやってほしくないなと思っています。

それと、これはもう既に金額が前は27億でしたでしょうか。前回の3,000戸にしたときの金額が27億でしたか、前回6月のときに。それから5億2,300万、ごめんなさい、ちょっと金額は高くなっていますよね。突然とちょっと見たので私も確認できようがないんですけども、2回、この議会については何でこんなに強引に進めなければならないのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、これはもう否決されているもので、同じ会社を選ぶこと自体、何かルール上は問題ないのでしょうか。随意契約というか否決された会社を、もう一度同じ会社を選ぶ

というのはルール上は問題ないのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

全戸配付というまずお話がございました。確かに6月の時点では1,500台ということで議案を提出しておりまして、そのときから全戸配付というご意見をいただいております。そういったご意見があったということで、9月議会では希望者に対して全戸配付ということで3,500台に増やして提案をいたしたところがございます。その後、台風が今回ありまして、もう希望もとらないでとにかく全戸配付というふうなことで今回内容を変えて提案をさせていただいているところがございますが、これは希望をしない、意外と水害が起こりやすいところに住んでいる人でもうちは大丈夫だからといって配付を希望しないということもあり得るなということを今回、実際の災害に直面しまして感じたところでありまして、それを最初から何でそうしなかったのかということについては反省しているところではありますが、ただそういったことは本当にこの場でおわび申し上げますが、ただ今回7,500台まで機械的に全戸に配付することに改めたわけがございますので、そして今回実際災害にも直面したわけがございますので、人命や財産にまさる優越して配慮しなきゃいけない事項はないということで、ぜひそういった趣旨を酌み取っていただいてご理解をいただければというふうに思います。同じ会社との随意契約、議会の承認が得られなかった会社との契約については、法令上問題ないというふうに考えております。ただ、同一議案ではなくて内容が変わっておりますので、最初の1,500台のとき、3,500台のとき、今回7,500台ということで内容が変わっておりますので、同一議案の審議ではございませんので、法令的には問題ないというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

---

## 討 論

○議長（小唄 孝君） これより討論に入ります。

初めに、承認第5号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

次に、承認第6号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

次に、議案第67号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

次に、議案第68号に対する討論はございませんか。

〔「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） 討論に先立ちまして、今回の台風19号の災害に遭われた方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復興をお祈りするものでございます。

この案件、68号ですか、工事請負契約の締結について反対をいたします。

この工事請負契約は、随意契約との理由で過去に否決された案件です。そして、この契約は町の財務規則によれば、本来、競争入札にすべきものです。町民センターのグラウンドの維持管理契約が随意契約だったことから、その経緯に疑惑が生じ、議会において調査特別委員会がつけられ、現在も調査中です。今回の案件は契約金5億2,300万円であり、財務規則の定めでは随意契約でできる金額130万円をはるかに上回るものです。それでも、なおかつ随意契約が行われています。

さらに、この議案書が臨時議会という理由で事前に配られていません。私たち議員は検討するいとまもなく、即決を強いられるというのは納得できません。それほど急いで工事に入らなければならない特別な事情があるのでしょうか。6月の議会で否決になった業者を再び提案してきたことに、私は強い不信を抱くものです。

しかし、一方で防災無線の戸別受信機を全戸に設置する計画そのものには、今回の台風災害から見ても町民の希望に沿うものだとすることを申し添えます。

以上、反対討論です。

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 以上で議案第68号に対する討論を終結いたします。

---

## 採 決

○議長（小唄 孝君） これより採決に入ります。

初めに、承認第5号 専決処分第5号（令和元年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方のご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号 専決処分第6号（令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第67号 城里町災害見舞金等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

以上で採決を終結いたします。

以上で本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

---

## 町長挨拶

○議長（小唄 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

静かに願います。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和元年第1回城里町議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会に提案しました議案等につきましては慎重審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。また、議員各位から賜りました貴重なご意見等につきましては、今後、町政執行の参考とさせていただきたいと存じます。引き続き、格別なるご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回まことに残念ながら議会の理解を得られませんでした案件につきましては、

再考させていただきたいと存じます。

最後になりますが、議員各位には体調管理に十分注意され、城里町発展のためご尽力くださいますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

お疲れさまでした。

---

#### 閉会の宣告

○議長（小坏 孝君） 以上をもちまして、令和元年第1回城里町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時54分閉会